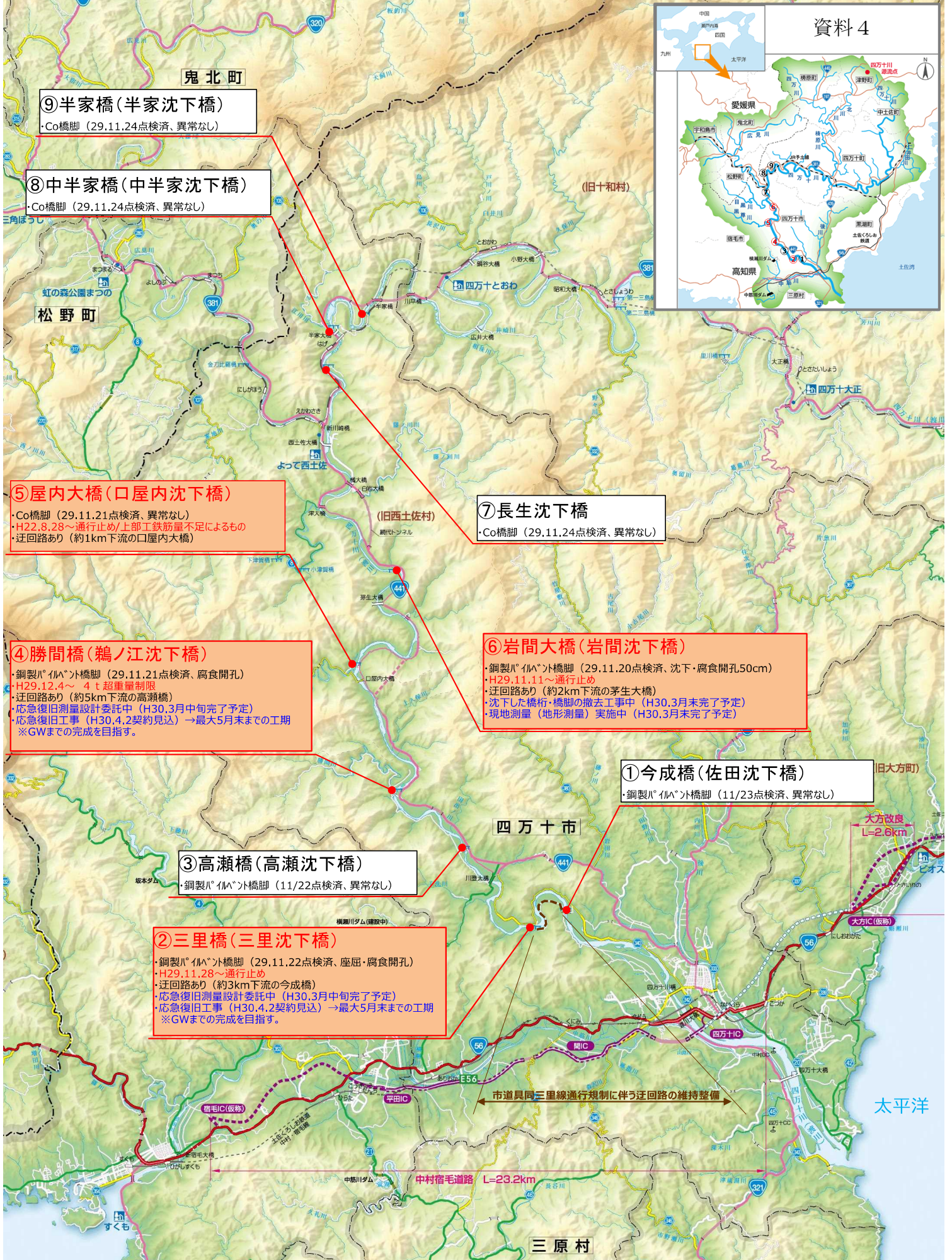


~ 四万十川に架かる沈下橋の復旧ついて ~



⑨ 半家橋(半家沈下橋)
 ・Co橋脚 (29.11.24点検済、異常なし)

⑧ 中半家橋(中半家沈下橋)
 ・Co橋脚 (29.11.24点検済、異常なし)

⑤ 屋内大橋(口屋内沈下橋)
 ・Co橋脚 (29.11.21点検済、異常なし)
 ・H22.8.28~通行止め/上部工鉄筋量不足によるもの
 ・迂回路あり(約1km下流の口屋内大橋)

⑦ 長生沈下橋
 ・Co橋脚 (29.11.24点検済、異常なし)

④ 勝間橋(鵜ノ江沈下橋)
 ・鋼製ハ「ル」橋脚 (29.11.21点検済、腐食開孔)
 ・H29.12.4~4 t 超重量制限
 ・迂回路あり(約5km下流の高瀬橋)
 ・応急復旧測量設計委託中 (H30.3月中旬完了予定)
 ・応急復旧工事 (H30.4.2契約見込) →最大5月末までの工期
 ※GWまでの完成を目指す。

⑥ 岩間大橋(岩間沈下橋)
 ・鋼製ハ「ル」橋脚 (29.11.20点検済、沈下・腐食開孔50cm)
 ・H29.11.11~通行止め
 ・迂回路あり(約2km下流の茅生大橋)
 ・沈下した橋桁・橋脚の撤去工事中 (H30.3月末完了予定)
 ・現地測量(地形測量)実施中 (H30.3月末完了予定)

① 今成橋(佐田沈下橋)
 ・鋼製ハ「ル」橋脚 (11/23点検済、異常なし)

③ 高瀬橋(高瀬沈下橋)
 ・鋼製ハ「ル」橋脚 (11/22点検済、異常なし)

② 三里橋(三里沈下橋)
 ・鋼製ハ「ル」橋脚 (29.11.22点検済、座屈・腐食開孔)
 ・H29.11.28~通行止め
 ・迂回路あり(約3km下流の今成橋)
 ・応急復旧測量設計委託中 (H30.3月中旬完了予定)
 ・応急復旧工事 (H30.4.2契約見込) →最大5月末までの工期
 ※GWまでの完成を目指す。

市道具同三里線通行規制に伴う迂回路の維持整備

②三里橋（三里沈下橋）

要対策は、P2,P3,P4,P8,P9の5つ
P4は軽度の座屈が確認されたため追加



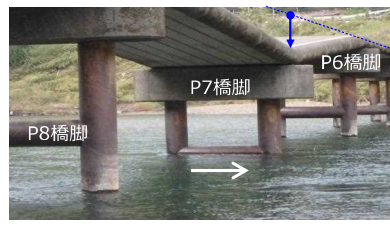
④勝間橋（鵜ノ江沈下橋）

孔食はP6,P7の2つ



⑥岩間大橋（岩間沈下橋）

腐食開孔は、
P4,P5,P6,P7,P8,P9の6つ



⑤屋内大橋（口屋内沈下橋）



- 1・2 径間/復旧済 (H24・H25)
- 3～11径間/補修予定 (H30～H32)
- P1橋脚/再構築済 (H24)
- P2～P4橋脚/下部工基礎補強実施済 (H26)

沈下橋復旧関連の報告について(県四万十川流域保全振興委員会)

◇復旧の方針

当面は、本川沈下橋で通行規制実施中の4橋（岩間大橋、勝間橋、三里橋、屋内大橋）を復旧対象とする。（屋内大橋は詳細設計済、H30より防災安全交付金事業）

上記4橋の復旧に目処がついた時点で、鋼管の劣化が予測される高瀬橋・今成橋の修繕に着手する。高瀬橋・今成橋は、今後の劣化状況に応じて座屈防止予防措置（鋼管内充填など）を実施する。

◇復旧のスケジュール予定・流れ

・三里橋、勝間橋

平成30年度：応急修繕工事（損傷が確認されている橋脚へのモルタル充填）
恒久対策の検討業務を発注予定

平成31年度以降：予算等を勘案しながら恒久対策工事を順次実施

・岩間大橋

平成29～30年度：応急修繕工事（損傷が確認されている橋脚へのモルタル充填及び座屈した橋脚に架かる床版の撤去）

平成30年度：恒久対策の検討業務を発注予定

平成31年度以降：予算等を勘案しながら恒久対策工事を順次実施

◇復旧の手續きにあたり必要な会議や協議等

(ア)河川占用（平成29年12月20日 県河川課協議）

- ① 既存沈下橋の占用については、平成23年2月22日県河川課長通知のとおりである。
- ② 沈下橋に起因した悪影響が生じてなければ、治水上の影響はないものとして占用を認める。
- ③ 修復・補修の場合は、現状を改悪しなければ、上記通知に則り取り扱うことは可能である。
- ④ 仮設工についても、渇水期の河川流下能力を妨げるものでなければ協議を受ける。

(イ)文化的景観（屋内大橋 修復協議事例による）

- ① 修復計画については、「四万十市文化的景観整備活用計画検討会」で審議を行う。
- ② 「検討会」で審議された内容を基に、文化庁と協議し「現状変更届」を届ける。
- ③ 着手後の変更等については、適宜「検討会」および文化庁と協議を行う。
- ④ 文化庁は「検討会」で審議された内容について尊重する。

1 沈下橋保存方針とは（参考資料P1）

【策定】平成10年7月16日（高知県・四万十川総合保全機構）

※四万十市・四万十町・中土佐町・津野町・梶原町が設立した団体

【改正】平成24年4月1日（期限の撤廃、市町村合併・委員会の変遷に伴う時点改正）

【目的】四万十川流域の魅力を形成している沈下橋（取り付け道を含む。以下同じ。）について、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐため、防災上、維持管理上支障のない沈下橋を保存することを目的として策定

【対象沈下橋】参考資料P2

- 保存対象48橋
- ┌ 第1種沈下橋（重点的に保存）・・・39橋
 - └ 第2種沈下橋（地元の意見を聞き存廃を決定）・・・9橋

2 現在の課題と対応

○方針が抜水橋の計画や災害復旧に伴い、撤去される沈下橋を保存するために策定されたため、改良復旧が考慮されていない。

保存方針 第3条第2項

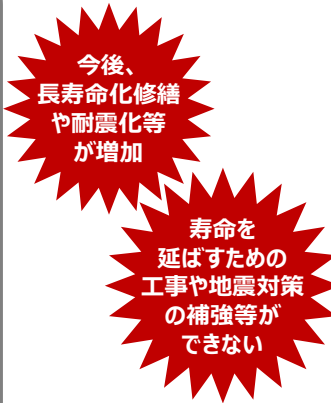
管理者は、第一種沈下橋について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、原形復旧を原則とする。ただし、これに依り難い場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な修繕方法を決定するものとする。

現在の保存方針に基づく復旧



壊れる前と同じ形状・同じ材料・
同じ技術基準でなければならない

原形復旧



課題解決のために

- **耐震補強などができるようにする。**
例：橋脚の巻き立て
- **素材を変更できるようにする。**
例：鋼管 → コンクリート柱
- **新しい技術基準で直せるようにする。**

改良復旧

参 考

原形復旧：災害等にかかった施設を原形に復旧する。（原形に復旧することが困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設の復旧を含む。）

改良復旧：施設の被災規模や損傷状況を勘案し、軽微な場合は原形復旧を行うが、必要に応じて設計外力や適用設計基準の見直しを行う等、改良を加えた復旧

修 繕：機能低下した施設を原状に回復するための措置

3 今後のスケジュール（予定）

